

# 公 告

保税蔵置場の許可期間の更新について、関税法第42条第3項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和6年3月12日

長崎税関長 小阪 好洋

## 記

- 1 被許可者の名称及び住所  
日本アルコール産業株式会社  
東京都中央区日本橋小舟町6番6号
- 2 保税蔵置場の名称及び所在地  
日本アルコール産業株式会社 アルコール事業本部  
出水工場 水俣作業所 保税蔵置場  
熊本県水俣市大字月浦字前田54番86号
- 3 更新した期間  
自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 12年 3月 31日